

令和6年 第2回

いなべ市議会 定例会 議案



令和6年第2回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第31号	いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第32号	いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第33号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
議案 第34号	いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第35号	財産の取得について（北勢防災拠点施設用地）	
議案 第36号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第37号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第38号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第39号	菰野町との定住自立圏形成協定の締結について	
	以下余白	

## 議案第31号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年5月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行により、個人住民税の寄附金控除の対象として公益信託の信託財産とするために支出した寄附金が追加されたこと等所要の規定を整備する必要があるため、いなべ市税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## いなべ市税条例の一部を改正する条例

いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号エを削り、同号オ中「アからエまで」を「アからウまで」に、「第25条の2第3号ホ」を「第25条の2第3号ニ又はホ」に改め、同号オを同号エとする。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項第3号の改正規定（「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める部分に限る。）及び附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後のいなべ市税条例第34条の7第1項第3号（所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

## 議案第 3 2 号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 5 月 3 0 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 8 号）の施行により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるため、いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

いなべ市消防団員等公務災害補償条例(平成15年いなべ市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のいなべ市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいなべ市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じたいなべ市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 33 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の施行により、いなべ市監査委員条例、いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びいなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において引用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の条に繰り下げが生じたため、その関係条例の整理に関する条例を制定するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(いなべ市監査委員条例の一部改正)

第1条 いなべ市監査委員条例（平成15年いなべ市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年いなべ市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表第3中「立法メートル」を「立方メートル」に改める。

(いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年いなべ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第34号

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに  
水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管  
理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しよう  
とする。

令和6年5月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律  
の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生  
労働省令第65号）の施行により、水道法施行規則（昭和32年厚生  
労働省令第45号）の一部が改正されたことに伴い、いなべ市水道の布  
設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める  
条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年いなべ市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のいなべ市水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例第 4 条第 6 号に規定する講習の課程を終了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

議案第 35 号

財産の取得について  
(北勢防災拠点施設用地)

次のとおり財産を取得しようとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 所在地  
いなべ市北勢町麻生田字南山 1 2 4 0 番 5
- 2 地積  
5, 9 3 9 平方メートル
- 3 取得目的  
北勢防災拠点施設用地
- 4 取得方法  
随意契約
- 5 取得価格  
7 6, 9 4 7, 9 1 2 円
- 6 相手方  
三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地  
員弁土地開発公社  
理事長 山下 正史

## 提案理由

北勢防災拠点施設を整備するため、その用地を購入しようとするもので、予定価格2,000万円以上かつ面積5,000平方メートル以上の不動産（土地）の買入れについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 位置図

北勢防災拠点施設位置図

北勢町麻生田字南山1240番5

購入面積 5,939㎡





## 議案第36号

### いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和6年5月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

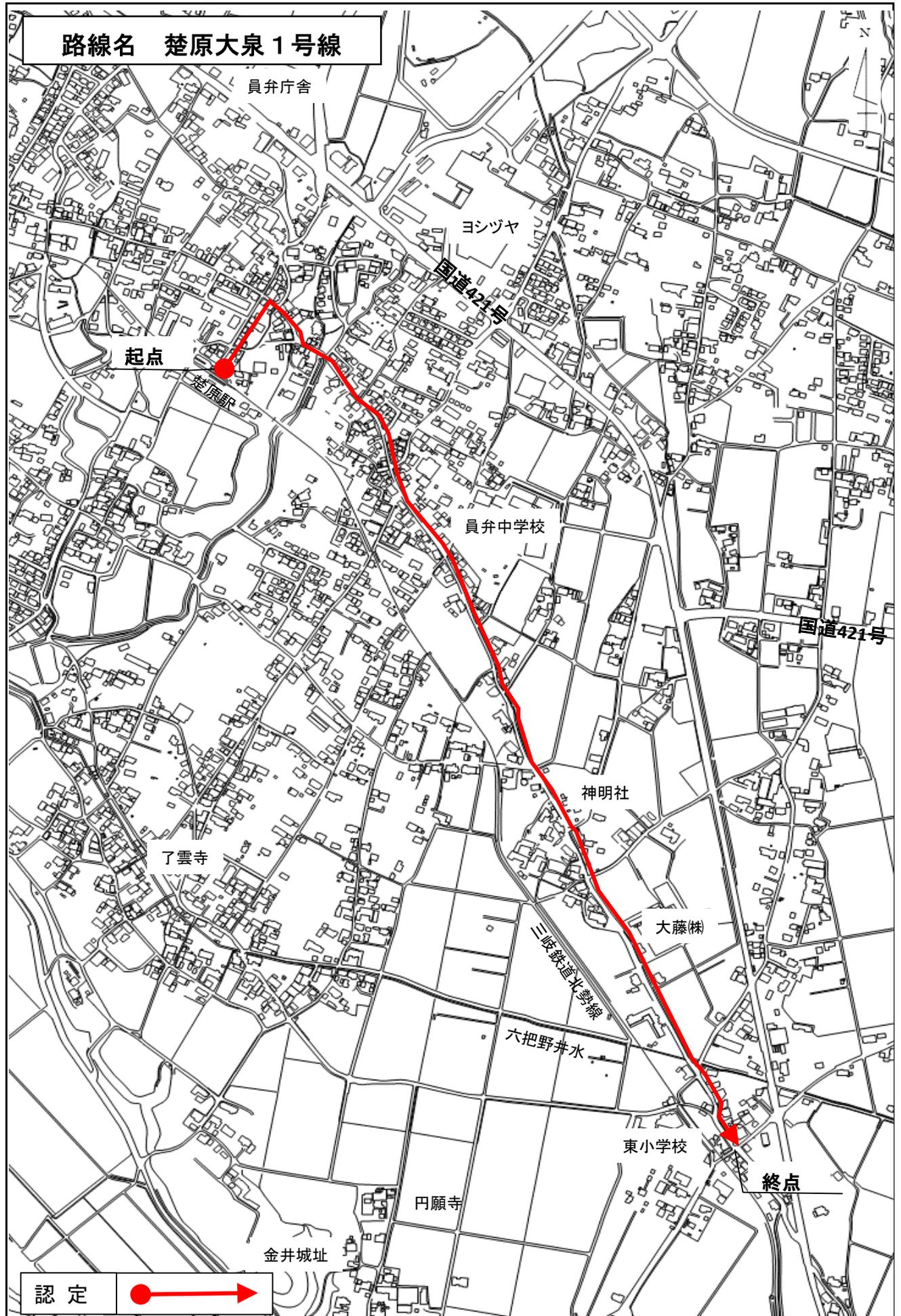
市へ移管された旧県道、宅地開発により新設された道路及び路線変更により生じた未認定区間を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

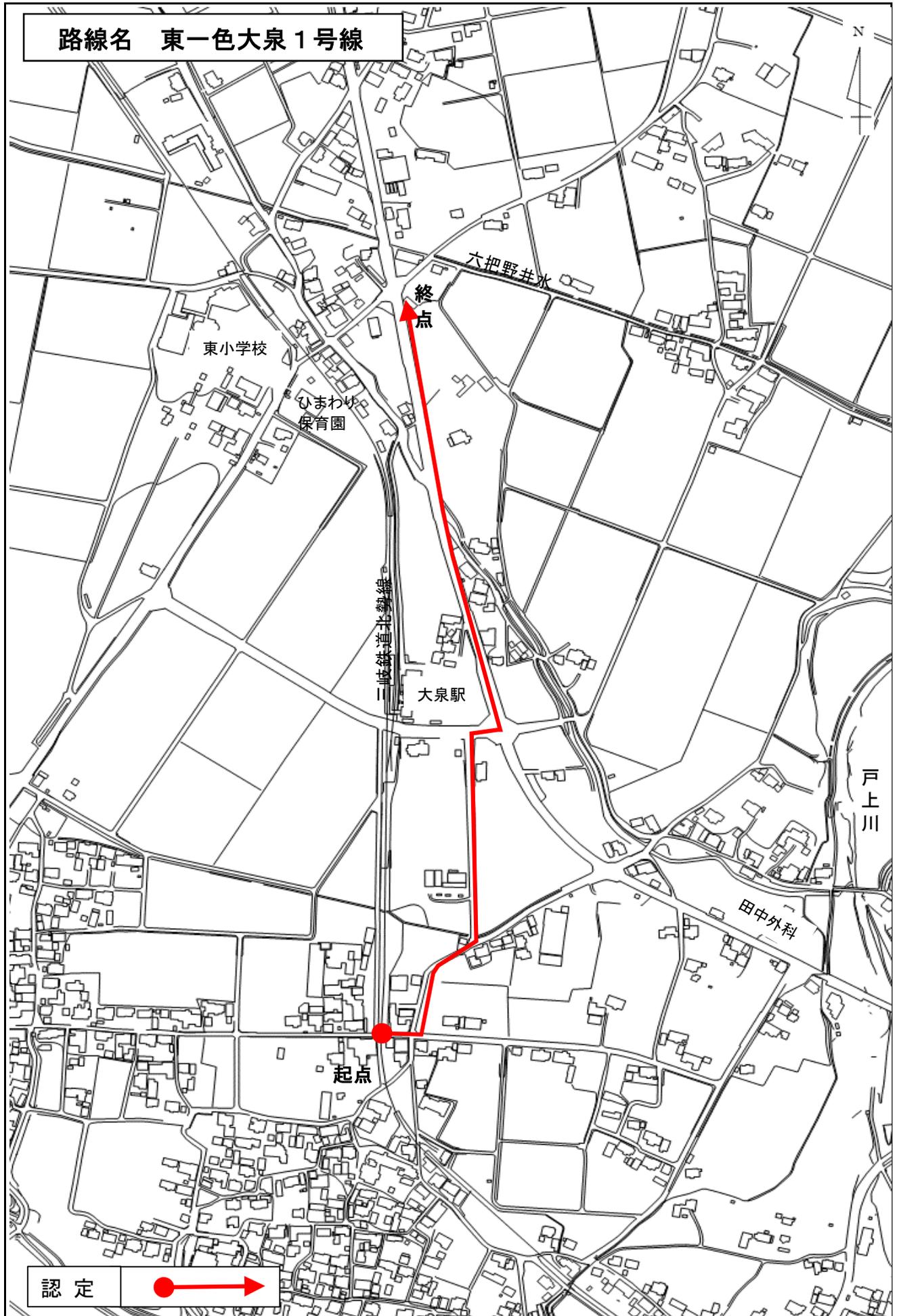
## 認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
楚原大泉1号線	員弁町楚原地内	員弁町大泉地内	
東一色大泉1号線	員弁町東一色地内	員弁町大泉地内	
大泉新田12号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田13号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田14号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
大泉新田15号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
北金井4号線	員弁町北金井地内	員弁町北金井地内	
平塚10号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	

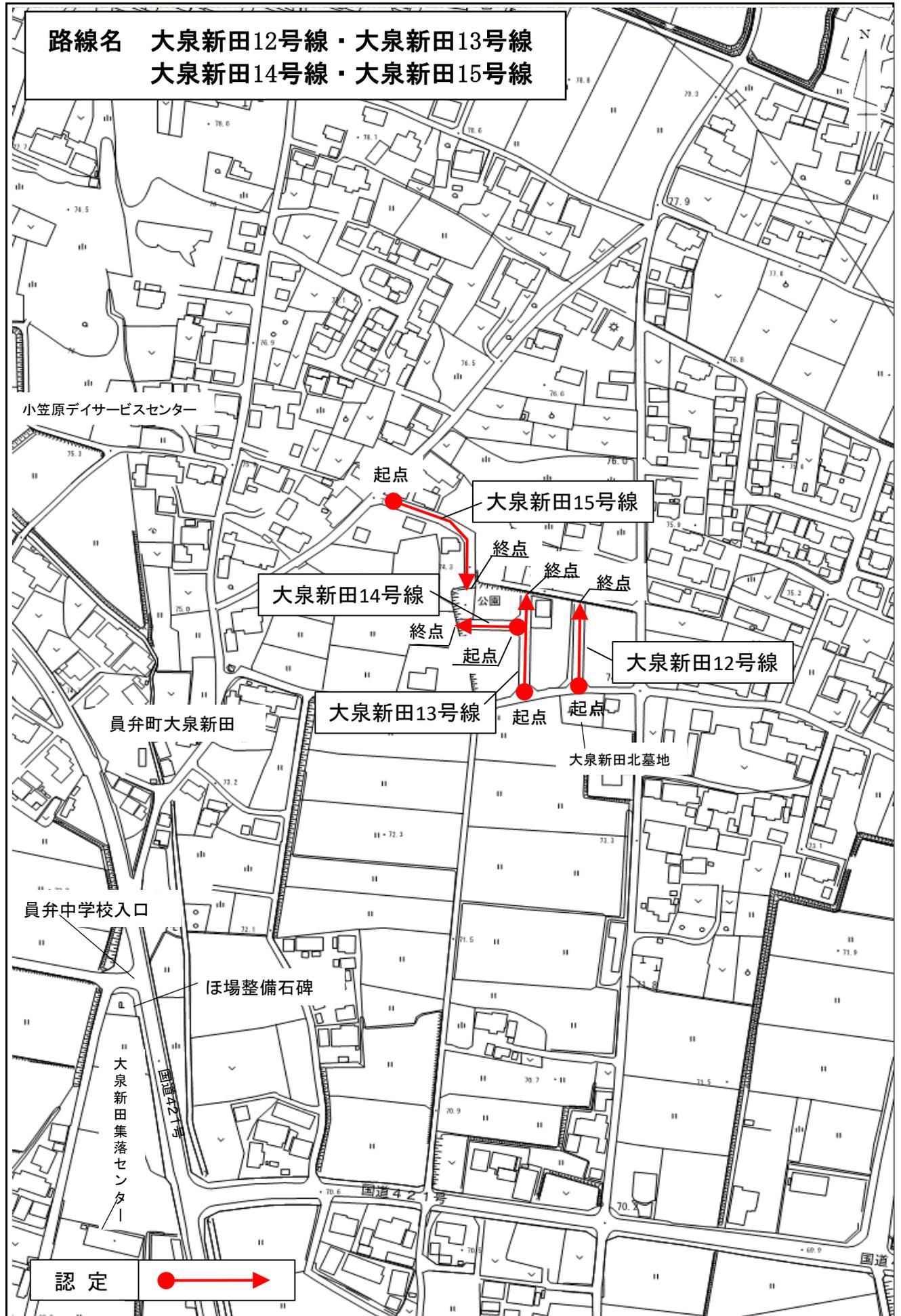
位置図



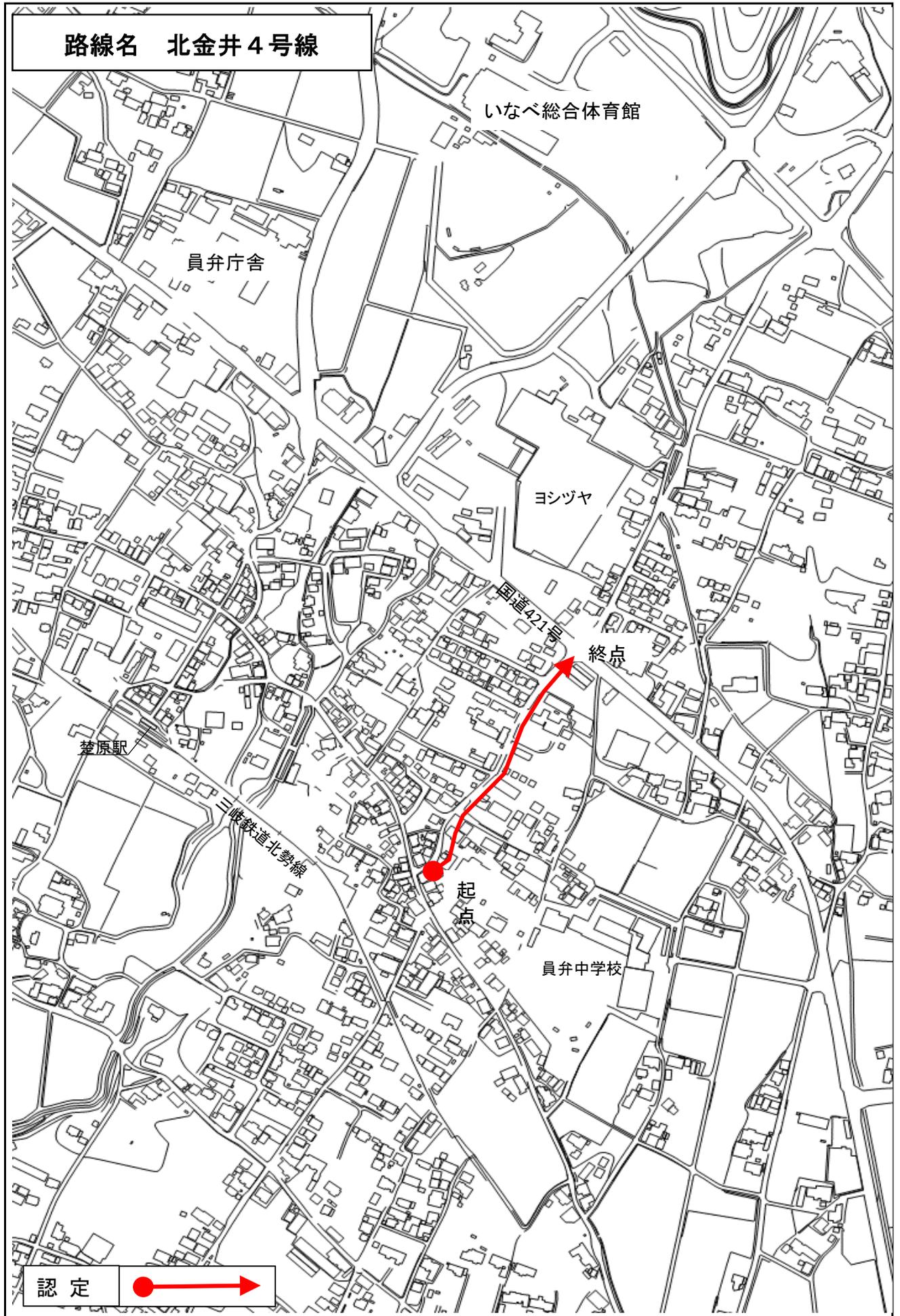
位置図



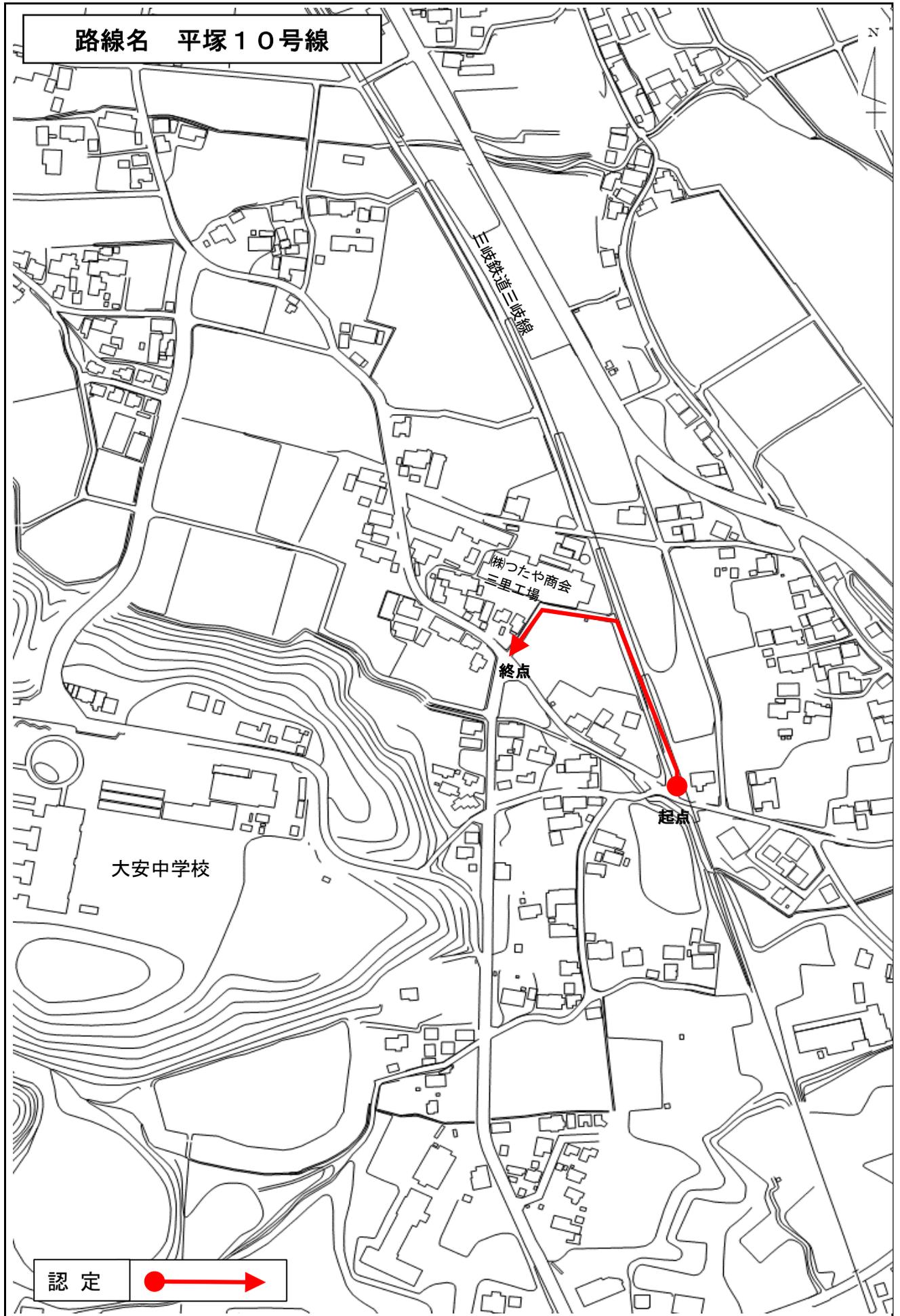
位置図



位置図



位置図





## 議案第37号

### いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和6年5月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

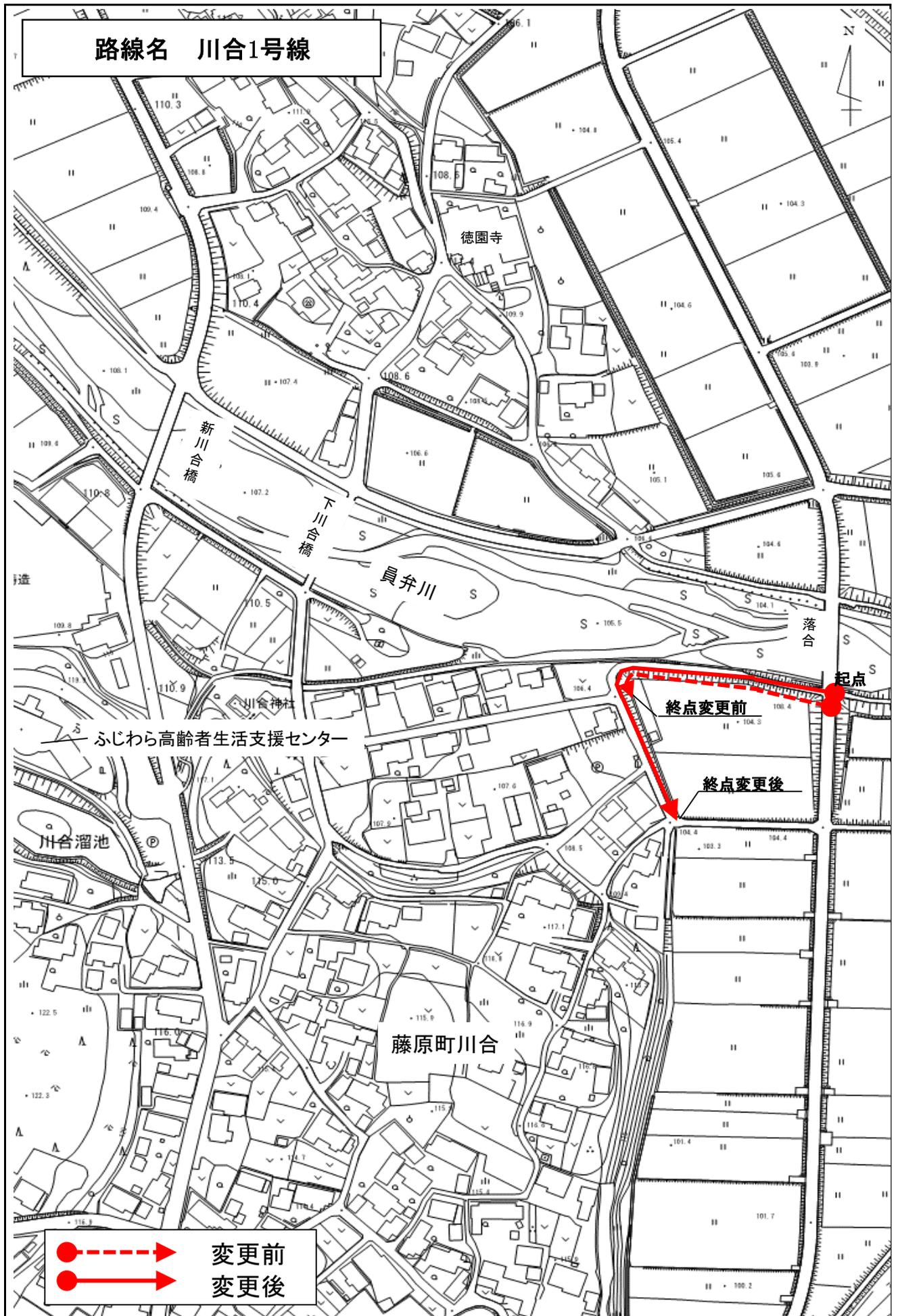
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

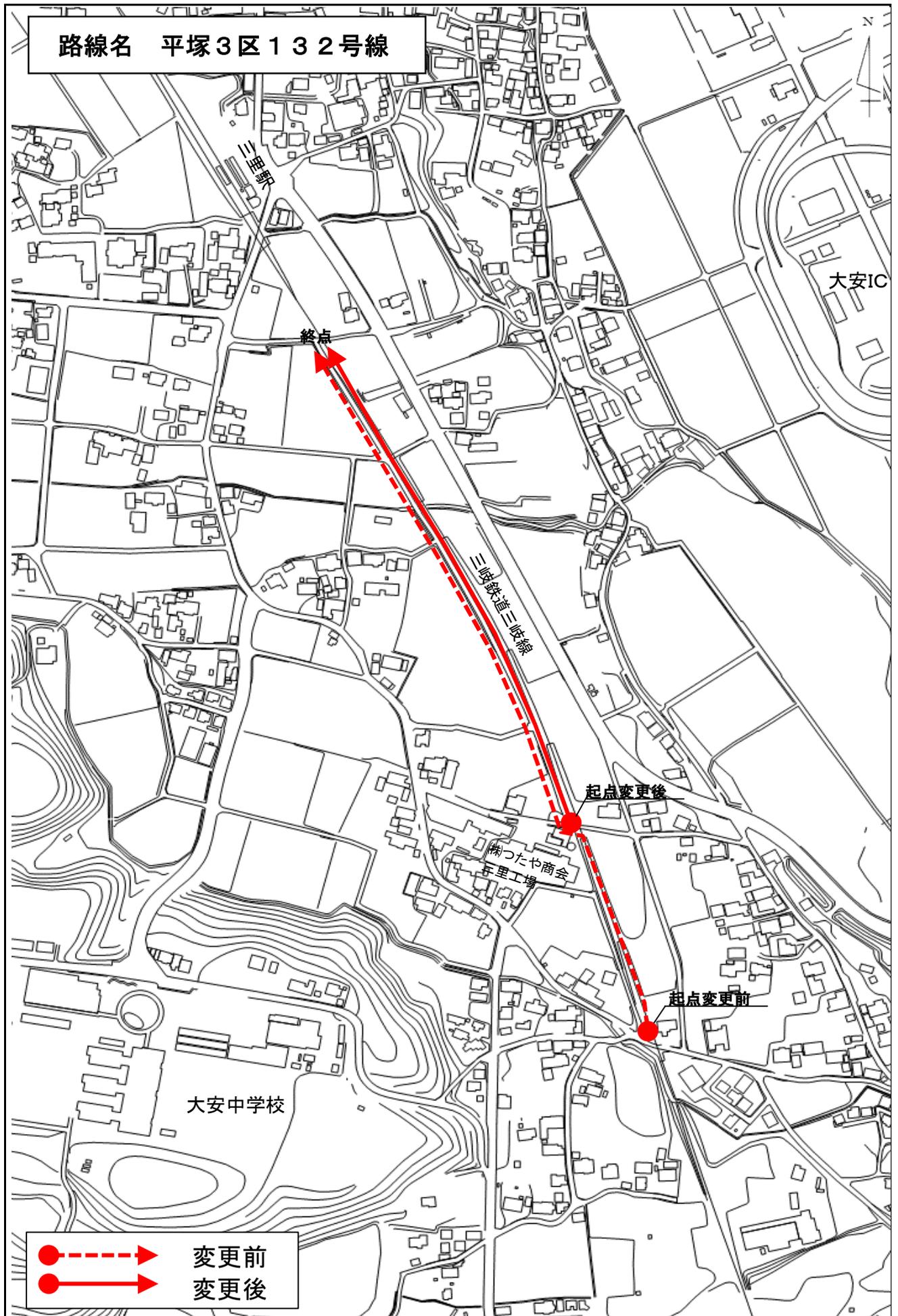
## 変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
川合 1 号線	藤原町川合地内	藤原町川合地内	
平塚 3 区 1 3 2 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
大泉北金井線	員弁町西方地内	員弁町石仏地内	

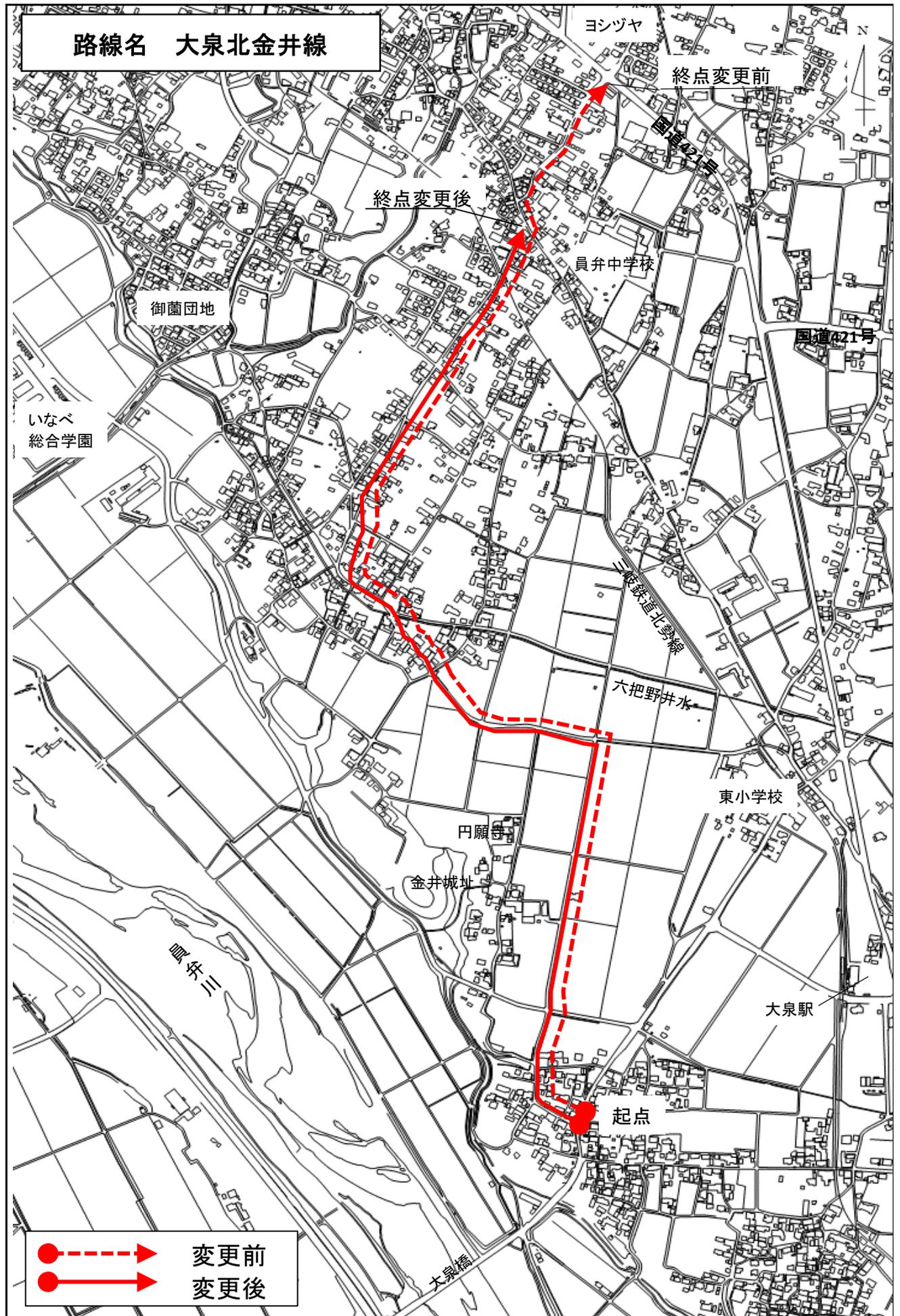
位置図



位置図



位置図





## 議案第38号

### いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和6年5月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

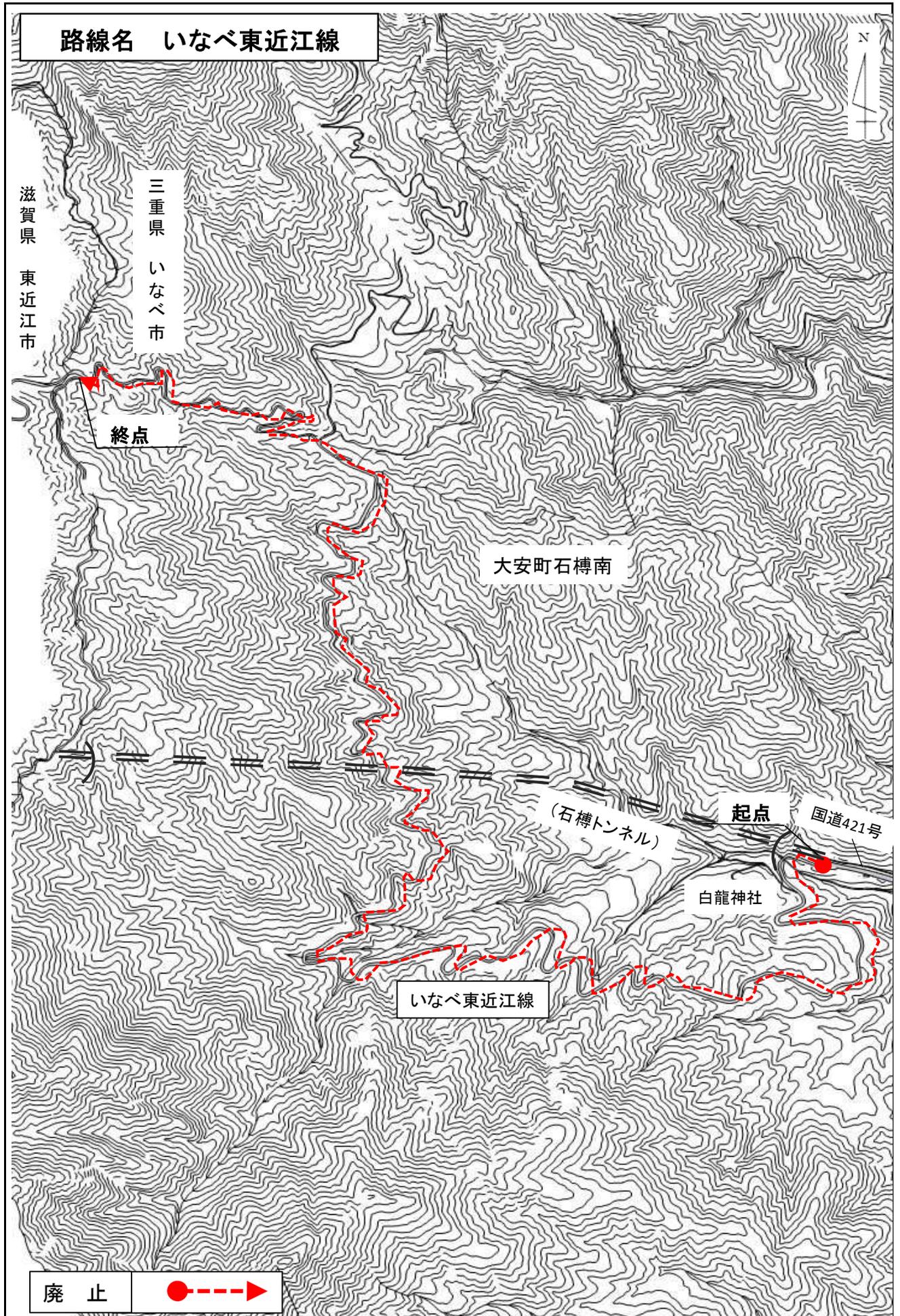
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
いなべ東近江線	大安町石樽南地内	大安町石樽南地内	

位置図





## 議案第 39 号

### 菰野町との定住自立圏形成協定の締結について

菰野町との定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり締結しようとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、菰野町との定住自立圏形成協定を締結するについては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成 22 年いなべ市条例第 1 号）の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 定住自立圏の形成に関する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と菰野町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、近隣町の乙との間において、人口定住のために必要な生活機能を確保し、互いに連携及び協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する事項に取り組むものとする。

### （連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が互いに役割を分担して連携を図る具体的事項は、次の各号に掲げるものとし、その内容及び互いの役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務執行に係る基本的事項）

第4条 事務、人員又は必要な費用は、その都度相互の受益の程度等を勘案し、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 この協定を廃止しようとする場合は、甲又は乙は、あらかじめ議会の議決を経て廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地  
いなべ市  
いなべ市長 日 沖 靖

乙 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地  
菰野町  
菰野町長 諸岡 高幸

別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

医療体制の充実

取組の内容	1 三重北医療センター（いなべ総合病院及び菰野厚生病院）の運営を支援することで、救急医療体制を確保し、休日及び夜間における急患診療体制の充実を図る。 2 関係機関と協議を進めることで、住民が安心して医療を受けられる体制の充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。

(2) 福祉

子育て支援体制の充実

取組の内容	安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。

(3) 産業振興

広域的な観光振興の推進

取組の内容	鈴鹿山脈でつながる山辺の資源を活用し、観光振興による誘客（インバウンドを含む。）、新たな観光商品等の開発に取り組むことで、関係人口の増加を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。

#### (4) 環境

##### 広域連携による持続可能な循環型社会の構築

取組の内容	それぞれが設置している一般廃棄物等処理施設は、建設から年数が経過し老朽化が進んでいるため、施設を統合することで、機能強化及びコスト削減を行い、持続可能な循環型社会の構築を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。

#### 別表第2（第3条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

##### (1) 地域公共交通

##### 地域公共交通ネットワークの充実

取組の内容	それぞれが確保している交通手段の連携等を行うことで、地域公共交通の利便性向上及び利用促進を図る。
甲の役割	乙と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。

##### (2) 道路等の交通インフラの整備

##### 幹線道路、生活道路の整備

取組の内容	広域的な視点で幹線道路及び生活道路の整備を行うことで、物流の円滑化及び住民の利便性の向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。

(3) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場産品の地産地消の推進

取組の内容	豊かな田園の資源を活用し、生産者、消費者等の連携を行うことで、地場産品の地産地消の推進を図る。
甲の役割	乙と連携し、地場産品の地産地消の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地場産品の地産地消の推進に必要な事業を行う。

(4) その他結びつきやネットワークの強化に係る取組

デジタル技術の相互利活用の促進

取組の内容	デジタル技術の相互利活用を促進することで、事務の効率化及び行政コストの削減を図る。
甲の役割	乙と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。

別表第3（第3条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域内市町の職員等の交流

人材育成の推進

取組の内容	合同職員研修等を実施することで、職員等の資質向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。